令和６年度 松川町地域林政アドバイザー募集要項

１ 募集概要 募集職種

林政アドバイザー　１名

２ 身分及び任期

会計年度任用職員として、令和６年４月１日から令和７年３月31日までの任用とする。ただし、再任用する場合がある。

３ 応募資格

次のいずれかに該当する者とする。

1. 技術士（森林部門）
2. 林業技士
3. 認定森林施業プランナー
4. 認定森林経営プランナー
5. 地域に精通する者等であって、林野庁が実施する研修（市町村林務担当者研修（地域林政アドバイザー）等）を受講する者又はそれに準ずると林野庁が認める研修を受講する者

４ 欠格事項

次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 松川町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
3. 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

５ 業務内容

1. 森林環境譲与税及び森林経営管理制度に資する業務
2. 森林経営計画の認定支援業務
3. 伐採・造林の指導・助言
4. 地域の林業関係者への指導・助言
5. その他、林務行政全般に関する支援、助言及び町長が必要と認める事項

６ 勤務条件

(1)勤務場所

松川町役場　松川町元大島3823

(2)勤務日時

 　　　原則、土・日・祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く月〜金の週5日を予定。休日出勤の場合は代わりに別の日に休みをとる振替休日対応となります。

 　8時30分から17時00分（うち1時間の休憩）とします。会議の対応や、作業の状況により早朝及び夜間の勤務時間については、シフト勤務制度を利用できます。シフト対応できない場合は超過勤務手当を支給します。

・休暇

松川町職員規定に準じて年次有給休暇（10 日）、夏季休暇（５日）、忌引休暇等の有給休暇を取得できます。その他・副業は可とします。ただし、業務に支障が無い範囲においてとし、事前協議を必要とします。

７ 応募方法 提出書類

(1)応募用紙（様式1）

応募用紙にご記入いただき、以下メールアドレスまで、お送りください。

応募いただいた際は、選考漏れを防止するため電話にて連絡をお願い致します。

メールアドレス：sangyou@town.matsukawa.lg.jp

問い合わせ先：0265-36-7027

(2)応募締切

令和６年３月１１日（月）必着

(3)応募要件

次に挙げる要件を全て満たし、欠格事項に 該当しない方。

(ア)地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない方

(イ)地域の活性化のために積極的に地域住民とコミュニケーションを図り、業務に取り組める方

(ウ)林業の基本的な知識があり、作業等にも支障のない方

(エ)現場作業等に対応できる方

(オ)普通自動車運転免許を取得している方

(カ)パソコン（ワード、エクセル等）の一般的な操作ができる方

８ 選考方法

（1）１次選考

提出書類について随時、審査を行います。選考結果は提出者全員に通知します。

合格者には第2次選考の案内を通知します。

（2）２次選考

面接官による面接を行います。選考結果は面接者全員に通知します。

（3）採用

第２次選考の合格者には採用通知を送付します。

※不採用となった場合の理由等はお答えできません。

※応募書類は返却いたしません。責任を持って保管し、処分します。